

日常生活自立支援事業

1. 目的

認知症高齢者、知的障害者、精神障害者等日常生活に不安のある者に対して、その者の権利を擁護し、できるだけ住み慣れた地域で自立して生活できるようにお手伝いすることを目的とする。

2. 事業の対象者

認知症高齢者、知的障害者、精神障害者等で日常生活に不安があるために、自己の能力で様々なサービスを適切に利用することが困難な方（施設入所、病院入院の方も対象となります）

3. サービスの種類

| 自立支援計画の策定、管理（利用者の希望によりサービスを選択）生活支援員の配置と管理 | | |
|--|---|--|
| 1. 福祉サービスの利用援助 | 2. 日常的金銭管理サービス | 3. 書類等の預かりサービス |
| ●福祉サービスに関する情報提供・助言 ●福祉サービスの利用手続き援助 ●福祉サービス利用料の支払い ●通知の確認援助 ●苦情申立に関する援助 | ●年金の受領確認 ●手当での受領確認 ●日常生活費に要する預貯金の払戻 ●医療費の支払い ●公共料金の支払い ●家賃や地代の支払い ●税金の支払い | ●普通預金通帳 ●定期預金通帳 ●保険証書 ●不動産権利書 ●実印、印鑑登録カード ●銀行届出印 ●貸金庫の鍵 ※宝石、書画、骨董品、貴金属などはお預かりできません。 |

4. 経費の負担

(1) 相談料・・・無料

(2) サービスの利用料

・原則としてサービス利用者の自己負担とする。（1時間当たり1,000円）

・書類等の預かりサービスについては、貸金庫利用料等の実費（書類等の出し入れ1回750円）。

・ただし、生活保護受給者については、利用料の負担を課さない。

5. お問い合わせ

●牧之原市社会福祉協議会

（相良事務所）電話52-3500 または （榛原事務所）電話22-5187

●基幹型社協

島田市社会福祉協議会 電話0547-35-6244

◎福祉サービスって何？

介護保険などの高齢者福祉サービス、知的障害者、精神障害者福祉サービスなどです。例えば、ホームヘルプサービスや食事サービス、入浴サービス、外出支援サービスなど、様々なものがあります。